

石福プラチナ&純金積立約款 新旧対照表

約款改訂による変更点は、次のとおりです。

改訂箇所	改訂前	改訂後
第5条（契約期間および自動更新）	(1)本契約の契約期間は、第4条第1項に定める本契約の成立日から、加入申し込みの到達日の属する月の翌々月15日の1年後応当日までとします。	(1)本契約の契約期間は、第4条第1項に定める本契約の成立日から、加入申し込みの到達日の属する月の翌々月末日の1年後応当日までとします。
第5条（契約期間および自動更新）	(3)（略）この申し込みは、毎月10日（当該日が当社休業日の場合はその直前の営業日）を締め切り日とし、締め切り日までに新規の申し込みが当社に到達した場合、契約期間は、第1項にかかわらず、第4条第1項に定める本契約の成立日から、当該契約商品に係る契約申し込みの締め切り日の属する月の翌月15日の1年後応当日までとします。	(3)（略）この申し込みは、毎月10日（当該日が当社休業日の場合はその直前の営業日）を締め切り日とし、締め切り日までに新規の申し込みが当社に到達した場合、契約期間は、第1項にかかわらず、第4条第1項に定める本契約の成立日から、当該契約商品に係る契約申し込みの締め切り日の属する月の翌月末日の1年後応当日までとします。
第6条（年会費、口座維持費および保管料金）	<p>(6)（略）この保管料金は毎年4月8日および10月8日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に会員様のご登録金融機関口座から自動引き落としさせていただきます。</p> <p>また、銀地金をお預け入れする際、次の場合に、当社所定の保管料金（6か月分）を日割り計算した保管料金をお支払いいただきます。</p> <p>①初めて銀地金をお預け入れする場合の保管料金の支払方法と算出方法： 会員様が最初に銀地金をお預け入れする場合、お預け入れ時に保管料金をお支払いいただきます。 この保管料金は、お預け入れする銀地金の重量が該当する重量区分の保管料金（6か月分）を、当該お預け入れ日から次回保管料算出日（3月または9月）までの日数に応じて日割り計算した金額とします。</p> <p>②追加のお預け入れにより重量区分を超えた場合の保管料金の支払方法と算出方法： 銀地金の追加のお預け入れにより、保管総重量がそれまでの重量区分を超えた場合には、追加のお預け入れ時に追加の保管料金をお支払いいただきます。 この保管料金は、超過分の保管料金（6か月分）を、当該お預け入れ日から次回保管料算出日（3月または9月）までの日数に応じて日割り計算した金額とします。</p>	<p>(6)（略）この保管料金は毎年5月8日および11月8日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に会員様のご登録金融機関口座から自動引き落としさせていただきます。</p> <p>（以下削除）</p>
第10条（積立購入）	<p>(3)申込締切日、会員様が本条に基づき契約商品を積立購入される期間(以下、「積立期間」といいます)および積立代金の支払日は、以下のとおりです。</p> <p>申込締切日：月末日（当該日が当社休業日の場合はその直前の営業日）</p> <p>積立期間：申込締切日が属する月の翌々月16日から本契約の契約期間の満了日まで</p> <p>積立代金の支払日：申込締切日の翌々月から毎月8日（当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日）</p> <p>ただし、積立購入の申し込みの前々月末時点でご登録金融機関口座が当社に登録されていた会員様については、積立期間および積立代金の支払日は、前段の定めにかかわらず、以下のとおりです。</p> <p>申込締切日：毎月10日（当該日が当社休業日の場合はその直前の営業日）</p> <p>積立期間：申込締切日の翌々月16日から本契約の契約期間の満了日まで</p> <p>積立代金の支払日：申込締切日の翌月から毎月8日（当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日）</p>	<p>(3)申込締切日、会員様が本条に基づき契約商品を積立購入される期間(以下、「積立期間」といいます)および積立代金の支払日は、以下のとおりです。</p> <p>①Webフォームからの加入申し込みの場合、および積立購入の申し込みの前々月末時点でご登録金融機関口座が当社に登録されていた会員様の場合</p> <p>申込締切日：毎月10日（当該日が当社休業日の場合はその直前の営業日）</p> <p>積立期間：申込締切日の翌々月1日から本契約の契約期間の満了日まで</p> <p>積立代金の支払日：申込締切日の翌月から毎月8日（当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日）</p> <p>②申込書の送付による加入申し込みの場合（①に該当する会員様を除く）</p> <p>申込締切日：月末日（当該日が当社休業日の場合はその直前の営業日）</p> <p>積立期間：申込締切日が属する月の3か月後の1日から本契約の契約期間の満了日まで</p> <p>積立代金の支払日：申込締切日の翌々月から毎月8日（当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日）</p>

第10条（積立購入）	<p>(4)当社は、積立代金の受領後、<u>翌16日から翌月15日</u>までの当社毎営業日に、一定の購入金額により契約商品を購入し、会員様のお預かり口座に組み入れます。なお、営業日ごとの購入金額は、1か月（<u>毎月16日から翌月15日</u>までをいいます）当たりの積立代金を各月の当社営業日数で割った金額とし、端数は各月の積立購入第1日目の金額に加算します。積立代金が第3項に定める支払日に支払われずに未収となった場合、その月の積立購入は行わないものとします。</p>	<p>(4)当社は、積立代金の受領後、<u>翌月の1日から末日</u>までの当社毎営業日に、一定の購入金額により契約商品を購入し、会員様のお預かり口座に組み入れます。なお、営業日ごとの購入金額は、1か月（<u>毎月の1日から末日</u>までをいいます）当たりの積立代金を各月の当社営業日数で割った金額とし、端数は各月の積立購入第1日目の金額に加算します。積立代金が第3項に定める支払日に支払われずに未収となった場合、その月の積立購入は行わないものとします。</p>
第10条（積立購入）	<p>(7)（略）この申し込みは、毎月10日（当該日が当社休業日の場合はその直前の営業日）を締め切り日とし、締め切り日までに変更の申込書が当社に到達した場合には、積立代金のご登録金融機関口座からの自動引き落としを翌月8日（当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日）から停止し、<u>翌月15日</u>（当該日が当社休業日の場合はその直前の営業日）をもって積立購入を終了します。</p> <p>なお、停止申込後の翌11日から積立購入終了日までの期間に、第1項に基づき再度積立購入の申し込みをする場合、積立期間および積立代金の支払日は、第3項の定めにかかわらず、以下のとおりです。</p> <p>積立期間：積立購入終了日の翌々月16日から本契約の契約期間の満了日まで 積立代金の支払日：積立購入終了日の翌々月から毎月8日（当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日）</p>	<p>(7)（略）この申し込みは、毎月10日（当該日が当社休業日の場合はその直前の営業日）を締め切り日とし、締め切り日までに変更の申込書が当社に到達した場合には、積立代金のご登録金融機関口座からの自動引き落としを翌月8日（当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日）から停止し、<u>締め切り日の翌月末日</u>（当該日が当社休業日の場合はその直前の営業日）をもって積立購入を終了します。</p> <p>なお、停止申込後の翌11日から積立購入終了日までの期間に、第1項に基づき再度積立購入の申し込みをする場合、積立期間および積立代金の支払日は、第3項の定めにかかわらず、以下のとおりです。</p> <p>積立期間：積立購入終了日が属する月の3か月後の1日から本契約の契約期間の満了日まで 積立代金の支払日：積立購入終了日の翌々月から毎月8日（当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日）</p>
第11条（積立購入利用時の特典）	<p>(3)（略）この免除は、<u>積立期間の初日の属する月の自動引き落とし</u>から、積立期間の最終日の属する月の前月の自動引き落とし日までとします。</p> <p>積立購入を利用していないもう一方の契約商品について新規に積立購入を申し込む場合、この免除は終了し、当該契約商品の積立期間の初日の属する月の自動引き落とし日から、年会費および口座維持費のお支払いが開始されます。</p>	<p>(3)（略）この免除は、<u>積立期間の初日の属する月の前月の自動引き落とし</u>から、積立期間の最終日の属する月の前月の自動引き落とし日までとします。</p> <p>積立購入を利用していないもう一方の契約商品について新規に積立購入を申し込む場合、この免除は終了し、当該契約商品の積立期間の初日の属する月の前月の自動引き落とし日から、年会費および口座維持費のお支払いが開始されます。</p>
第12条（ボーナス月増額購入）	<p>(1)会員様は、第10条の積立購入を利用中の契約商品に限り、毎年1月および8月（以下、「ボーナス月」といいます）に<u>積立代金を増額</u>（以下、「ボーナス月増額購入」といいます）することができます。当社は、ボーナス月8日（当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日）に、増額した積立代金を会員様のご登録金融機関口座から自動引き落としさせていただきます。</p>	<p>(1)会員様は、第10条の積立購入を利用中の契約商品に限り、毎年1月および8月（以下、「ボーナス月」といいます）に<u>引き落とされる積立代金を増額</u>（以下、「ボーナス月増額購入」といいます）することができます。当社は、ボーナス月8日（当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日）に、増額した積立代金を会員様のご登録金融機関口座から自動引き落としさせていただき、増額した積立代金によって当該ボーナス月の翌月の1日から末日までの期間の積立購入を行います。</p>
第13条（スポット購入）	<p>(8)③石福積立オンライン：会員様から送信された申し込みの内容を当社が受信した後、当社から承諾を通知する電子メール（以下、「承諾メール」といいます）を会員様に送信した時点で、会員様が当社翌営業日の12時(正午)までに当社指定の銀行口座へ購入代金を振込入金することを条件として売買契約が成立したものとします。</p> <p>なお、<u>銀地金のスポット購入を申し込まれた場合は、受付確認のための電子メールを送信した後、別途、銀地金の保管料金を計算した上で承諾メールを送信します。</u></p>	<p>(8)③石福積立オンライン：会員様から送信された申し込みの内容を当社が受信した後、当社から承諾を通知する電子メール（以下、「承諾メール」といいます）を会員様に送信した時点で、会員様が当社翌営業日の12時(正午)までに当社指定の銀行口座へ購入代金を振込入金することを条件として売買契約が成立したものとします。</p> <p><u>（以下削除）</u></p>
第13条（スポット購入）	<p>(10)銀地金のスポット購入を申し込まれた場合は、第6条第6項に準じた保管料金をお支払いいただきます。この場合、前各項における「購入代金」を、「購入代金および銀地金の保管料金」と読み替えます。</p>	<p>(10)削除、以下項目繰り上げ</p>

<p>第14条（持ち込み預け入れ）</p>	<p>(4)お預け入れいただける<u>貴金属地金は次の各号のとおりです。</u> <u>①銀を含む当社製貴金属地金</u> <u>②当社が指定するブランドの貴金属地金（銀地金を含まない。以下、「他社製貴金属地金」といいます）</u> <u>ただし当社は、他社製貴金属地金については、形状、重量、品質その他の事由により、お預け入れをお断りする場合があります。</u></p>	<p>(4)お預け入れいただける<u>銀を含む貴金属地金は、当社製のものに限ります。</u></p>
<p>第19条（契約の満了、中途解約および精算）</p>	<p>(2)会員様はいつでも本契約の中途解約の申し込みをすることができます。 この申し込みは、毎月10日（当該日が当社休業日の場合はその直前の営業日）を締め切り日とし、締め切り日までに解約の申込書が当社に到達した場合には、ご登録金融機関口座からの口座維持費、年会費、銀地金保管料金または積立代金などの自動引き落としを締め切り日の翌月8日（当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日）から中止し、解約のお申し込みの翌月15日をもって本契約は終了します。</p>	<p>(2)会員様はいつでも本契約の中途解約の申し込みをすることができます。 この申し込みは、毎月10日（当該日が当社休業日の場合はその直前の営業日）を締め切り日とし、締め切り日までに解約の申込書が当社に到達した場合には、ご登録金融機関口座からの口座維持費、年会費、銀地金保管料金または積立代金などの自動引き落としを締め切り日の翌月8日（当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日）から中止し、解約のお申し込みの翌月末日をもって本契約は終了します。</p>
<p>第20条（契約の解除）</p>	<p>(3)口座維持費（年会費、銀地金保管料金または積立代金のお支払い月はそれらも含む）が第6条第4項、第5項および第6項並びに第10条第3項に定める支払日に一部でも支払われずに未収となったまま、同日から3か月が連続して経過した場合、<u>当月15日をもって、本契約は当社からの通知または催告を要さず自動的に解除されるものとします。（略）</u></p>	<p>(3)口座維持費（年会費、銀地金保管料金または積立代金のお支払い月はそれらも含む）が第6条第4項、第5項および第6項並びに第10条第3項に定める支払日に一部でも支払われずに未収となったまま、同日から3か月が連続して経過した場合、<u>当月末日をもって、本契約は当社からの通知または催告を要さず自動的に解除されるものとします。（略）</u></p>
<p>第22条(届け出事項の変更)</p>	<p>(1) (略) ご登録金融機関口座の変更の申し込みは毎月末日（当該日が当社休業日の場合はその直前の営業日）を締め切り日とし、締め切り日までに変更の申し出があった場合にはご登録金融機関口座を翌々月8日（当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日）から変更します。</p>	<p>(1) (略) ご登録金融機関口座の変更の申込締切日、変更日は以下のとおりです。 <u>①Webフォームからの変更申し込みの場合</u> <u>申込締切日：毎月10日（当該日が当社休業日の場合はその直前の営業日）</u> <u>変更日：申込締切日の翌月8日（当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日）</u> <u>②申込書の送付による変更申し込みの場合</u> <u>申込締切日：月末日（当該日が当社休業日の場合はその直前の営業日）</u> <u>変更日：申込締切日の翌々月8日（当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日）</u></p>

以上